

# 伊勢市建築物耐震改修促進計画 (第二次計画)

令和 4 年 4 月

伊 勢 市

## 第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2

## 第2章 計画の基本事項

1 計画の目的等	3
(1) 計画の目的	3
(2) 対象区域、計画期間、対象建築物	3
2 想定される地震と被害の状況	7
(1) 伊勢市における大規模地震発生の緊迫性	7
(2) 想定される地震	7
(3) 想定される建物被害	8
3 耐震化の現状	10
(1) 住宅の耐震化の状況	10
(2) 建築物の耐震化の状況	11

## 第3章 計画の方針

1 基本的な取組方針	12
2 計画の目標	12
(1) 住宅の耐震化の目標	12
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	16

## 第4章 住宅・建築物の耐震化のための施策

1 住宅の耐震化	18
(1) 木造住宅の耐震化の支援	18
(2) 住宅の耐震化の促進	18
(3) 計画的な耐震化の推進	20
(4) 多様な主体との連携	21
2 建築物の耐震化	22
(1) 建築物の耐震化の支援	22
(2) 建築物の耐震化の促進	22
(3) 計画的な耐震化の推進	22
(4) 多様な主体との連携	23
3 まちの安全	24
(1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策	24
(2) 耐震化の促進のための普及啓発	26
4 その他建築物の地震に対する安全対策	27

## 参考資料

1 伊勢市が実施している補助事業等（令和4年4月時点）	
-----------------------------	--

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。また、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災では、津波被害も加わり死者・行方不明者1万9千人以上、全壊12万棟以上、半壊28万棟以上の大きな被害が発生しました。

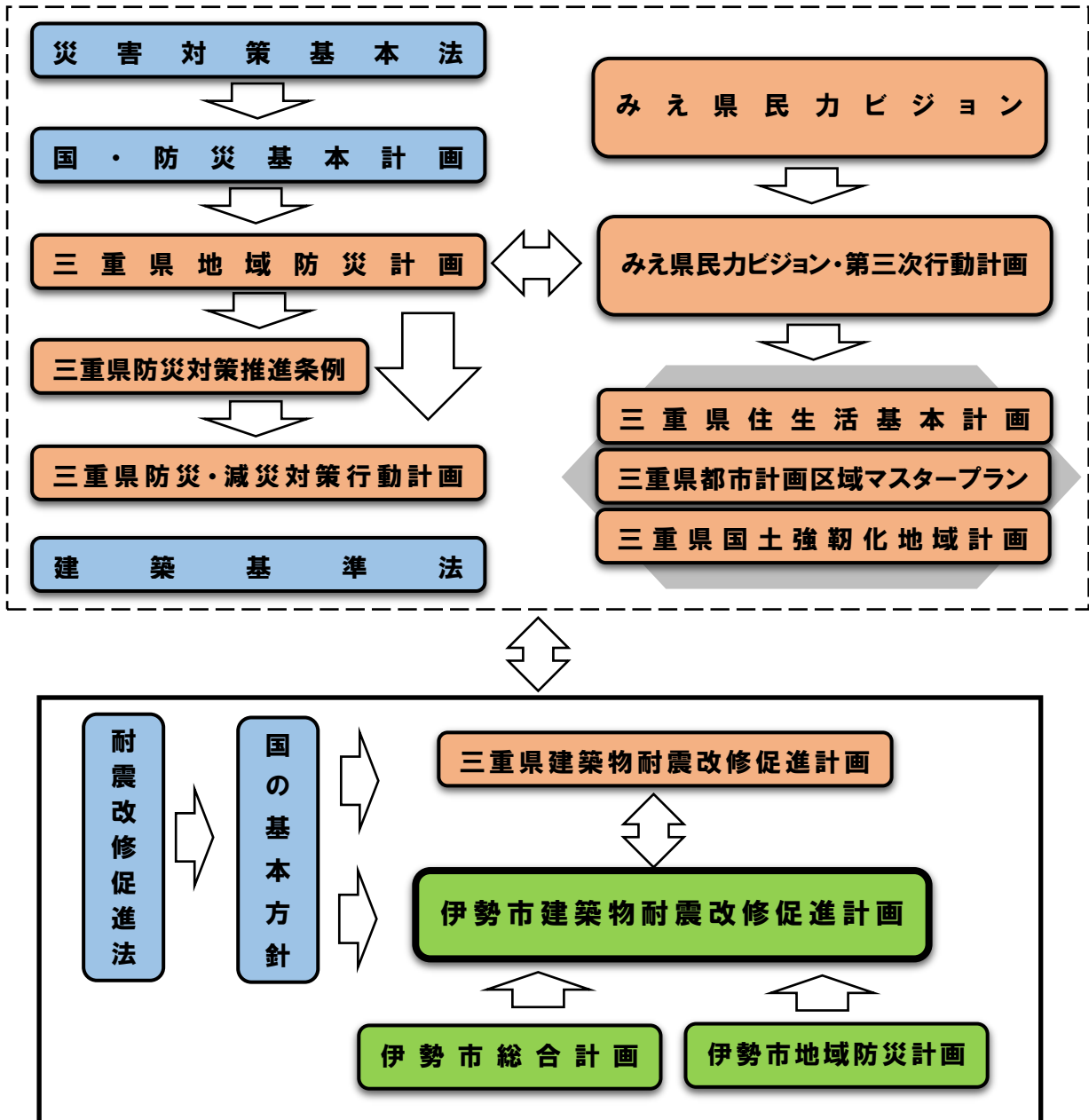
直近でも、平成28年には熊本地震、平成30年には大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など大地震のたびに大きな被害が発生しており、更には南海トラフを震源域とする巨大地震の発生の切迫性も指摘されていることから、建築物の耐震化への姿勢を緩めることはできない状況です。

このような背景のもと、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて、平成20年度に「伊勢市耐震改修促進計画」、続いて平成28年度に「伊勢市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。

引き続き、建築物に対する指導の強化や耐震診断・耐震改修に係る支援策の拡充を図り、計画的かつ緊急な耐震化を推進するために「伊勢市建築物耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下、「本計画」という。）を策定し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守るため、建築物に対する安全性の向上を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」、「伊勢市地域防災計画」及び「伊勢市総合計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、伊勢市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定します。



## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の目的等

---

#### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針を示し、その目的を定めるとともに、目標を達成するための具体的な施策を定め、建築物の所有者、市及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民の皆さんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

#### (2) 対象区域、計画期間、対象建築物

##### ① 対象区域

本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

##### ② 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月から令和8年3月までの4年間とします。

##### ③ 対象建築物

本計画では、全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び特定の建築物<sup>(※2)</sup>を対象に耐震化を図ります。

※1 昭和56年5月31日以前に着工されたものは、「旧耐震基準」と呼ばれる建築基準法の構造基準が大きく改正される前の基準で建てられており、特に地震に対する構造的な脆弱性が指摘されています。

※2 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（同法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（同法附則第3条）も含まれます（表2-1）。

## 【用語の解説】

### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅。

### ■特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条各号、表2-1（ア））

建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（以下、既存耐震不適格建築物という。）であって、以下の建築物のうち、政令で定める規模以上のもの。

① 多数の者が利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

③ その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（避難路沿道建築物）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（ろ）に掲げるもの）。

### ■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項各号、表2-1（イ））

以下の既存耐震不適格建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。）であって、政令で定める規模以上のもの。

① 不特定かつ多数の者が利用する建築物又は地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物

（表2-1（い）欄（1）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（表2-1（い）欄（2）の用途のうち（は）に掲げるもの）

### ■要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条各号、表2-1（ウ））

以下の既存耐震不適格建築物であるもの。

① その敷地が県又は市町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）

（表2-1（い）欄（3）の用途のうち（は）に掲げるもの）

② 県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点となる建築物）

（表2-1（い）欄（4）の用途のうち（は）に掲げるもの）

【表 2-1】特定の建築物一覧表

(い) 用途	(ろ) 要件 (耐震診断努力義務対象)	(は) 要件 (耐震診断努力義務対象)		
(1) 多数者が利用する用途	(ア) 特定既存耐震不適格建築物	階数2以上かつ 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
		階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場を含む)	階数2以上かつ 床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場を含む)	
		階数2以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
			階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
				(イ) 要緊急安全確認大規模建築物
			階数3以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
		階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
		階数3以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
	階数1以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上		
(2)危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物【表2-2】	階数1以上かつ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物)		
(3)避難路沿道建築物(通行障害建築物)	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	(ウ) 要安全確認設計記載建築物 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物		
(4)防災拠点となる建築物		耐震改修等促進計画で指定する防災拠点である病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

【表 2-2】危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物における危険物の種類及び数量一覧表(耐震改修促進法施行令第 7 条)

用途	政令第 7 条第 2 項	危険物の種類	数量
危険物の貯蔵上又は処理場	第一号	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物(石油類を除く。)	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性液体類	30 トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル
	第五号	マッチ	300 マッチトン
第六号	可燃性ガス(第七号、第八号に掲げるものを除く。)	2 万立方メートル	
第七号	圧縮ガス	20 万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000 トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20 トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200 トン	



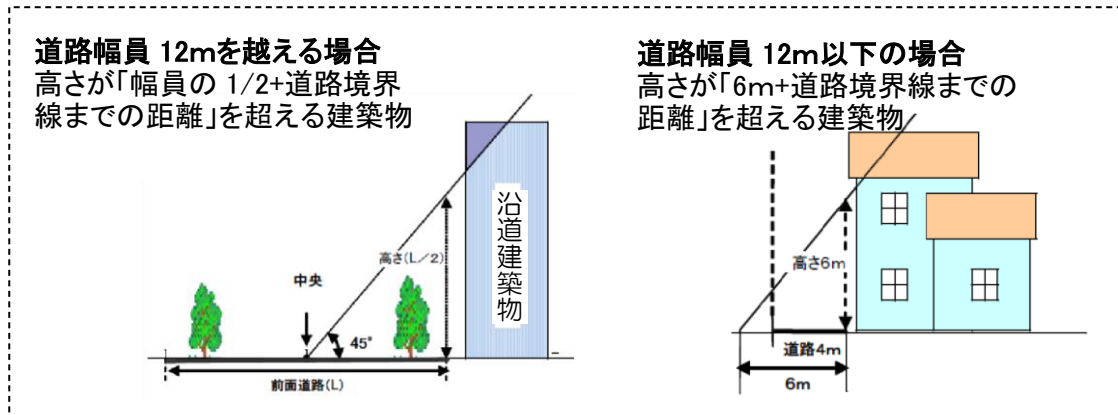
## ■ 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条第3項第二号）

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき以下のとおりとします。

### ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物。

なお、対象となる道路は、地震時に通行を確保すべき道路として第4章に記載します。



### イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。

## 2 想定される地震と被害の状況

### (1) 伊勢市における大規模地震発生の緊迫性

遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、過去概ね100年から150年の間隔で巨大地震が発生していることから、絶えず警戒が必要となっており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（令和3年1月時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%～80%程度としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

### (2) 想定される地震

三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめています。

そのうち、南海トラフを震源域とする巨大地震については、過去概ね100年から150年の間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうる実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

また、プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られており、東日本大震災の発生直後にも各地で内陸地震が頻発しました。

南海トラフ周辺においても、1854年12月に安政東海地震、安政南海地震が相次いで発生しましたが、その約5か月前の同年7月には、伊賀上野地震が発生し、約1,300人の死者を出すなど大きな被害をもたらしました。近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても十分に備えておくことが必要あり、耐震対策は取り組まなければならない必須の対策です。

三重県では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老―桑名―四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、被害予測を行っています。

### （3）想定される建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定した予測結果となっています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、伊勢市全体で約14,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約5,100棟が全壊し、津波により約5,500棟が流出すると予測されています。

次に、内陸直下型地震のうち、養老―桑名―四日市断層帯地震では、伊勢市全体で約1,200棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約40棟が全壊すると予測されています。

布引山地東縁断層帯地震では、伊勢市全体で約2,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約800棟が全壊し、火災により約20棟が焼失すると予測されています。

頓宮断層地震では、伊勢市全体で約600棟の建物被害が予測されています。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されています。

■想定地震における全壊・焼失棟数

	三重県（全域）	伊勢市
揺れ	約 23,000	約 5,100
液状化	約 5,900	約 1,200
津波	約 38,000	約 5,500
急傾斜地等	約 700	約 50
火災	約 2,100	約 1,700
計	約 70,000	約 14,000

■養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	三重県（全域）	伊勢市
揺れ	約 96,000	約 40
液状化	約 5,500	約 1,100
津波	—	—
急傾斜地等	約 400	約 30
火災	約 19,000	—
計	約 120,000	約 1,200

■布引山地東縁断層帯の地震における全壊・焼失棟数

	三重県（全域）	伊勢市
揺れ	約 65,000	約 800
液状化	約 5,900	約 1,200
津波	—	—
急傾斜地等	約 500	約 40
火災	約 22,000	約 20
計	約 93,000	約 2,000

■頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数

	三重県（全域）	伊勢市
揺れ	約 4,700	—
液状化	約 3,900	約 600
津波	—	—
急傾斜地等	約 200	約 10
火災	約 70	—
計	約 8,900	約 600

### 3 耐震化の現状

#### (1) 住宅の耐震化の状況

住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下、「統計調査」という。）をもとに、市内の空き家等を除いた居住世帯のある住宅の状況を推計すると、平成 30 年度末の住宅総数は 49,670 戸であり、そのうち耐震性を有する住宅は 40,861 戸となります。

これを基に算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（以下「耐震化率」という。）は 82.3%となります。

一方、耐震性のない住宅は 8,809 戸（17.7%）と推計され、平成 15 年統計調査時点の 15,423 戸（34.3%）から 15 年間で 6,614 戸減少しています。

また、令和 3 年度時点を推計すると、住宅総数 50,756 戸のうち、耐震性のある住宅は 42,697（84.1%）、耐震性のない住宅は 8,059 戸（15.9%）となります。

#### ■伊勢市における住宅耐震化の状況(推計)

(単位：戸)

伊勢市における住宅戸数推計値			H20 年度末	H25 年度末	H30 年度末	R3 年度末
住宅総数			48,480	49,770	49,670	50,756
耐震性のある住宅戸数 (①+②) (耐震化率)			36,993 (76.3%)	39,902 (80.2%)	40,861 (82.3%)	42,697 (84.1%)
昭和 56 年以降建築①			30,830	34,120	35,830	37,780
昭和 55 年 以前建築	耐震性 あり	木造住宅(*1)	3,678	3,312	3,436	3,403
		木造以外の住宅(*2)	2,485	2,470	1,595	1,514
		計②	6,163	5,782	5,031	4,917
	耐震性 なし	木造住宅(*1)	10,702	9,089	8,024	7,313
		木造以外の住宅(*2)	785	780	785	746
		計	11,487 (23.7%)	9,869 (19.8%)	8,809 (17.7%)	8,059 (15.9%)

この表の値はすべて伊勢市において推計して算出しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅です。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

## (2) 建築物の耐震化の状況

市内の多数の者が利用する建築物は、令和2年度末時点で460棟あり、そのうち新耐震基準で建築された建築物が237棟、旧耐震基準で建築された建築物は223棟と推計され、旧耐震基準で建築された建築物の割合は48.5%となっています。

また、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、79.3%となっています。

### ■伊勢市における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(推計)

(単位：棟)

	伊勢市における多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	市有建築物	民間建築物
建築物総数	460	44	117	299
耐震性のある建築物数(①+②) (耐震化率)	365 (79.3%)	44 (100%)	117 (100%)	204 (68.2%)
新耐震基準建築①	237	21	50	166
旧耐震基準建築 計	223	23	67	133
耐震性あり②	128	23	67	38
耐震性なし	95	0	0	95

※耐震化率の算定は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物と昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震性があると確認されている建築物との合計が全体に占める割合です。

※民間建築物については、耐震性の有無が未確認の建築物を含みます。また、民間建築物の棟数については、新築による増と滅失による減によりカウントしています。

## 第3章 計画の方針

### 1 基本的な取組方針

#### ① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 伊勢市の支援

伊勢市は、建物所有者等の主体的な取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修補助、空き家除却補助などの各種補助制度や啓発活動などを行うものとします。

#### ③ 関係者との連携

伊勢市・三重県・関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

### 2 計画の目標

#### (1) 住宅の耐震化の目標

目標1:住宅の耐震化	目標耐震化率 86.4%以上 (R3年度推計値:84.1%)
参考指標:旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数	指標:耐震化未実施率 45.2%以下 (R3年度推計値:51.5%)

#### ① 住宅の耐震化の現状と課題

(第一次計画の目標に対する実績)

伊勢市では、6年前(平成28年度)に策定した第一次計画において、国の目標である耐震化率では、耐震化の取組実績とは関係しない新築等の戸数によって大きく影響を受けるため、これとは別に、市独自の目標として、「平成25年度時点の旧耐震基準の住宅数(15,650戸)のうち、耐震性のない住宅(9,624戸)の割合(61.5%)」を、令和3年度に53.9%以下に低下させると設定しました。

この伊勢市の目標に関しては、令和3年度末の耐震性のない住宅が8,059戸と推計され、平成25年度の15,650戸に対する割合は51.5%となり、目標値53.9%以下を達成することができました。

#### （耐震化率の進捗状況）

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）（以下「基本方針」という。）において、国は全国の住宅の耐震化率を平成27年までに90%、令和2年度までに95%とする目標を設定していましたが、平成30年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は87%、また三重県における住宅の耐震化率は84.9%でした。

一方、伊勢市における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成30年度推計値で84.1%に止まり、全国、三重県、伊勢市ともに、令和2年度（伊勢市は令和3年度）までに耐震化率95%という目標は達成できませんでした。

#### （耐震関係補助実績の推移）

伊勢市では、平成17年度の新市誕生以降、耐震診断、補強設計、補強工事及びリフォーム工事等各種の補助制度を設け、耐震化を推進してきました。耐震診断の補助件数は伸び悩んでいましたが、令和元年度から耐震性の無い空き家の除却補助制度が創設されたことにより、空き家の除却に伴う耐震診断が増加しました。

一方、補強工事にかかる補助件数は、平成27年度の11件をピークに減少傾向が続いています。

#### （耐震補強件数低迷の原因と課題）

「令和元年度 防災に関する県民意識調査」結果によると、耐震改修を行わない理由として、58.5%の県民が「補強工事に多額の費用がかかるから」と回答しています。

この回答の背景として、旧耐震基準（昭和56年5月以前）の大半の住宅が、すでにおおむね40年以上経過し、多くの高齢の所有者にとっての金銭的な負担の重さや工事中の使用制限や工事後の使い勝手の上の制約に加え、補助金の交付申請等の手続に対する負担感などがあげられます。

また、補強工事補助制度が創設され、15年以上経過していることから、補強工事に対する一層の意識の向上を促すことが必要と考えられます。

(耐震補強補助対象工法の拡大の課題)

耐震補強の補助対象工法については、平成 24 年度まで、耐震改修促進法に基づく告示(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に定められている工法のほか、一般財団法人日本建築防災協会において、その耐震性について適正と評価された工法のみを補助対象として取り扱ってきました。

その後、民間において多種多様な工法が開発され、工事費の削減や工期の短縮が可能となってきていることから、平成 25 年度より、このような工法のうち、公的機関等により耐震性について適正と評価された工法については補助対象として取り扱うこととしてきました。

しかしながら、その後 5 年以上が経過したものの、設計者や工事業者がこのような新しい工法を学ぶ機会が少ないなどの理由から、県内において新しい工法の採用と普及はあまり進んでいません。

## ② 住宅の耐震化の目標

(採用する目標)

第一次計画で設定した市の目標(平成 25 年時点の昭和 55 年以前の住宅数に対する耐震性のない住宅の割合＝「耐震化未実施率」)は、全国の目標値(「耐震化率」)とは比較できず、また、耐震化の進捗状況が分かりにくいことから、今後 4 年間の目標設定においては、改めて国の耐震化率を目標として採用するとともに、従前の市の目標については参考指標として算出することとします。

【表 3-1】目標値の算定式

目標	耐震化率	(耐震性のある住宅数 ＝S55年以前の耐震性のある住宅数＋S56年以降の住宅数) ／(住宅総数)
参考指標	耐震化未実施率	(耐震性のない住宅数) ／(H25時点のS55年以前の住宅数＝15,650)

(目標値の設定)

国は、令和 3 年 12 月に基本方針を改定し、住宅については令和 12 年度までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和 7 年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標としました。

伊勢市においても、市内の耐震化率の推移を踏まえ、耐震化の推進に向けて積極的に取り組むことを前提としつつ、以下のとおり目標値を設定するものとします。

近年の耐震補強戸数、新築着工戸数、除却戸数が同水準で推移したとすると、令和 7 年度の住宅総数(52,204 戸)に対する耐震性のある住宅(45,146 戸)の割合(耐震化率)は 86.4%となります。国は令和 7 年度時点の目標値を明確にして



いませんが、改定前の基本方針では 95%を目標値としていました。しかし、仮に 95%の耐震化率を達成するためには、令和 7 年度に 49,600 戸の住宅において耐震性を備えている必要があり、令和 2 年度の耐震性のある住宅数 42,085 戸との差分 7,515 戸について新築、除却、建替も含めて耐震化を図る必要があります。その実現のためには、毎年 930 件の耐震補強が必要となり、これら全てが補助を受けないとしても、令和 2 年度の補強補助実績 1 件と比較すると現実的ではありません。

そこで、県や関係団体とも密接に連携しながら、耐震補強工事コストの低廉化や補助制度の見直し等の対策を講じることにより、直近の耐震補強補助実績 1 件／年の 5 倍にあたる 5 件／年の補助を目指すことで、令和 7 年度に耐震化率 86.4%以上を達成すべく、目標値として設定することとします。

なお、耐震化未実施率についても、これらの取組によって、令和 7 年度に 45.2%以下の達成を目指します。

■ 伊勢市における住宅の耐震化の目標

伊勢市における住宅戸数		R3 年度 前計画時の 想定数値	R3 年度 現時点での 推定値	(単位:戸) R7 年度末 年 5 戸の補強補助 が実現した場合 【目標】
住宅総数		50,806	50,756	52,204
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		43,884 (86.4%)	42,697 (84.1%)	45,126 (86.4%)
昭和 56 年以降建築①		37,956	37,780	40,380
耐震性のない住宅戸数(③/④)		53.9%	62.1%	59.8%
昭和 55 年以前建築の住宅総数④		12,850	12,976	11,824
耐震性 あり	木造住宅	3,313	3,403	3,339
	木造以外の住宅	2,615	1,514	1,407
	計②	5,928	4,917	4,746
耐震性 なし	木造住宅	6,251	7,313	6,385
	木造以外の住宅	671	746	693
	計③	6,922 (13.6%)	8,059 (15.9%)	7,078 (13.5%)

## (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

### ① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

特定の建築物のうち、多数の者が利用する建築物は、その用途が多岐にわたるため、防災対策における重要度に応じて3つに分類したうえで、目標に掲げます。具体的には、多数の者が利用する建築物のうち、社会福祉施設、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な避難施設、医療救護施設、災害応急対策の拠点施設等のA類から耐震化を進めることとし、次に不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるB類、その他のC類と優先付けをします。分類は表の建築物の対象用途に従いますが、三重県及び各市町が地域防災上の位置付けをしている建築物は、用途分類における分類を優先します。

全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていくことは当然ですが、いつ発生するか分からない大規模地震への対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い市有建築物から優先的に耐震化を進めます。

#### ■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂、公益施設(以上、公共)、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物(附属建築物等)	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校(幼稚園・小学校を除く)、集会場・公会堂(以上、民間)、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物(附属建築物等)	体育館
C	A, B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舎・下宿
			上記以外	ホテル・旅館、事務所、駐車場等
		II	I、II以外の建築物(附属建築物等)	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

## ② 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物では、多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成2年度末時点において耐震化が完了していることから、引き続き、それらの建築物の適切な維持管理に努めていきます。

### ■市有建築物の耐震化の状況及び目標

用途分類	重要度による分類	R2年度末時点			R7年度末目標	
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	耐震化率	
A	I	90棟	90棟	100%	100%	
	II	1棟	1棟	100%	100%	
B	I	8棟	8棟	100%	100%	
	II	0棟	0棟	—	—	
C	I	賃貸住宅等	11棟	11棟	100%	100%
		上記以外	3棟	1棟	33%	100%
	II	2棟	2棟	100%	100%	
計		115棟	113棟	98%	100%	

## ③ 民間建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物の耐震化の目標については、特に防災上重要な建築物である分類A及びBについて、令和7年度末までに耐震化率95%とします。

### ■民間建築物のうち、分類A及びBの耐震化の状況及び目標 (令和2年度末時点)

用途分類	重要度による分類	R2年度末時点			R7年度末目標
		建築物総数	耐震性あり建築物数	耐震化率	耐震化率
A	I	44棟	39棟	89%	95%
	II	0棟	0棟	—	—
B	I	29棟	22棟	76%	95%
	II	3棟	3棟	100%	100%
計		76棟	64棟	84%	95%

※耐震性の有無が未確認の建築物は耐震性がないものとして計上しています。また、棟数については、新築による増と滅失による減によりカウントしています。

## 第4章 建築物の耐震化のための施策

### 1 住宅の耐震化

#### (1) 木造住宅の耐震化の支援

伊勢市では、木造住宅の耐震化に係る耐震診断、補強設計及び耐震補強工事に対して必要な支援を行います。

##### ① 旧耐震基準木造住宅に係る支援

伊勢市では、旧耐震基準木造住宅の耐震化を促進するため、各種補助制度により住宅の耐震化の支援を行います。詳細は参考資料において記載します。

##### ② 簡易補強等に対する支援

「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（中央防災会議）において、『特に建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、部分的な耐震改修を促進するなどの取組を充実させる必要がある』、『国、地方公共団体は、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化による安全空間の確保、建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を推進する必要がある』という見解が示されました。

しかしながら、現在の耐震改修促進法に基づく耐震基準においては、例えば、寝室一室の壁一枚だけの補強は、偏った配置による補強となる場合があり、結果的に住宅全体の耐震性が低下するようなこともあります。

そこで、伊勢市では、寝室のみというごく一部の補強ではなく、本来評点 1.0 を確保すべきところ、そこまでのコスト負担が困難な場合に、評点 0.7 以上への「簡易補強（準耐震補強）工事」についても補助の対象として、倒壊の可能性を下げる取り組みを行っています。

#### (2) 住宅の耐震化の促進

伊勢市では、住宅の耐震化の促進のため、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修等の情報提供を行います。

##### ① 窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の整備

都市整備部住宅政策課の窓口において、無料の耐震診断や耐震補強設計補助、耐震補強補助、空き家除却補助、ブロック塀等撤去補助をはじめとした住宅・建築物の耐震化等の相談を受け付けています。

## ② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施

耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、三重県や関係団体と連携し、実施していきます。

## ③ 広報いせやインターネット等を活用した情報提供

広く市民のみなさんに情報を提供するため、広報いせのほか、伊勢市のホームページにて必要な情報提供を行うほか、ケーブルテレビ等のマスメディアも活用し、広く情報を提供し、普及啓発に取り組みます。

## ④ 地元組織と連携した耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災に対する取組が広がるためには、市民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持つことが重要です。そのため、自治会や自主防災組織等の地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や防災対策に取り組む必要があります。

そのため、伊勢市では三重県や市内の防災関係部署、専門家等と連携を深め、自治会での住宅耐震説明会の開催や三重県が行っている「みえ出前トーク」等を活用し、地元組織の取組に対して支援を行い、耐震化の促進を図っていきます。

## ⑤ 新耐震基準木造住宅の耐震性確保と維持管理の啓発

建築基準法施行令に基づく構造規定は、これまで、宮城県沖地震を受けた昭和56年改正（必要耐力壁量の強化や面材壁倍率という考え方の導入等）と、阪神・淡路大震災を受けた平成12年改正（木造住宅の耐力壁の配置バランスや仕口金物等の仕様の明確化等）により強化されてきました。

このような経緯の中、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建築された木造住宅については、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の調査結果（平成26年12月17日）（例えば、「現在の法令に基づく構造規定と照らし合わせると耐力壁量は満足しているものの、耐力壁がバランスよく配置されていない、また、仕口金物が不十分であること等により、耐震性が劣る木造住宅が存在する」等。）や、旧建設省の調査結果（平成7年8月）（「阪神・淡路大震災では、「昭和56年以前」の建物に被害が集中した」等。）が報告されています。

また、熊本地震での建築学会の調査結果では、昭和56年6月から平成12年5月までの木造住宅（以下「新耐震基準木造住宅」という。）についても、被害数は昭和56年5月以前に比べ少ないものの、一定数被害が見られたとのことでした。

そこで、伊勢市では、新耐震基準木造住宅についても耐震壁の配置や仕口金物の仕様によっては耐震性が十分でないものもあること、また、木造住宅は維持管理によっては腐食等により耐震性が低下する場合があることを注意喚起し、所有者が耐震性の確保と維持管理に主体的に取り組んでいただく必要があることを、伊勢市のホームページに掲載するなど、広く啓発していきます。

なお、「新耐震基準木造住宅」への耐震化支援補助対象の拡大については、三重県と協議しながら、慎重に検討を進めていきます。

### (3) 計画的な耐震化の推進

伊勢市では、住宅の耐震化を促進するため、市民のみなさんに三重県が行う下記の制度が活用されるよう情報提供を行います。

#### ① 住まい改修アドバイザーの養成及び人財バンク登録の実施

木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う専門家の技術・知識の向上や、住民相談に対応できる専門家を養成するため、三重県では「住まい改修アドバイザー研修」等、様々な研修を開催し、アドバイザーの養成を行っています。

今後も引き続き、専門家による相談体制の充実が図られ、専門家の養成や「みえの住まいの人財バンク」への登録が行われます。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35912031377.htm>)

#### ② 木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催

耐震診断を行う専門家の育成と診断技術の維持向上を図るため、現在、特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会において、設計、施工者等の事業者を対象とする「三重県木造住宅耐震診断マニュアル講習会」や「耐震診断員更新講習会」が開催されています。

今後も、市民のみなさんが安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう、事業者等に対する講習会等の継続が支援されることで、木造住宅耐震診断員登録者数の増加につながっています。

#### ③ 木造住宅の耐震補強補助対象工法の拡大と工事コストの低廉化の推進

コスト的にも有利な様々な耐震補強に関する工法が開発されているものの、設計者や工事業者がそれらを十分理解できる機会がなく、普及につながっていないことから、県では、設計者、工事業者及び市町担当者等を対象として研修会を開催し、診断方法のほか、低コスト工法やそれを活用した設計方法（工法選択の考え方）等について周知を図っています。今後も、費用負担が大きく耐震改修が困難な方が耐震改修に取り組むことができるよう、安価な工法をはじめとした様々な工法の普及に、三重県とともに取り組みます。

#### (4) 多様な主体との連携

##### ① 産・学・官による精密診断法の普及や低廉な耐震補強工法の開発

平成 17 年に、産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と市町）による「三重県木造住宅耐震化推進協議会」が設置され、効率的、効果的な広報の検討や、新たな補強工法の検討などを行っています。

伊勢市では、同協議会に参画しており、今後も引き続き、木造住宅の耐震化の現状や課題等について報告を行うとともに、同協議会内での検討内容を施策に反映させるなど、住宅の耐震化の促進に努めていきます。

## 2 建築物の耐震化

---

### (1) 建築物の耐震化の支援

伊勢市では、建築物の耐震化を促進するため、各種補助制度により、建築物の耐震化の支援を行います。詳細は参考資料において、記載します。

### (2) 建築物の耐震化の促進

伊勢市では、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた環境整備、市有建築物の耐震化状況の公表等を行ってまいります。

#### ① 耐震化を促進する環境整備

伊勢市では、建築物の耐震化の促進のために、対象建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修等に必要な情報提供等を行ってまいります。

##### ア 建築物の所有者への周知

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課されました。伊勢市のホームページ等を活用し、建築物の耐震化等に関する情報提供を行ってまいります。

##### イ 窓口での情報提供

住宅と同様に、都市整備部建築住宅課の窓口において、耐震診断・耐震改修に関する支援制度についての情報提供や所有者等からの相談に対応します。

また、三重県では、所有する建築物が、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に該当するか否かについての判断が行われます。

##### ウ 専門家・事業者の育成等

三重県では、耐震診断を実施する有資格者等について、一般財団法人日本建築防災協会等と連携してセミナー・講習会を開催して育成を図っています。また、育成した有資格者等については、所有者等へ情報提供を行っています。

#### ② 市有建築物の耐震化状況の公表

本計画において、耐震化の目標設定の対象となっている市有建築物の耐震化の状況については、三重県と連携し、公表を行ってまいります。

### (3) 計画的な耐震化の推進

耐震改修促進法に設けられた各種認定制度は、建築物の耐震改修を促進するうえで有効であることから、これらの制度の活用を推進します。なお、この制度に関しては、戸建て住宅やマンションにおいても活用することができます。



① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和（耐震改修促進法第 17 条）

耐震改修を行う際に、床面積が増加することなど建築基準法上の問題から、有効に活用のできない耐震改修工法がありますが、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率、建ぺい率、あるいは耐火建築物における防火規定の特例措置が認められます。これにより、耐震改修における工法の選択肢を広げることができます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（耐震改修促進法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から、建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和(3/4→1/2)（耐震改修促進法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されます。

（4）多様な主体との連携

伊勢市は、関係部局との連携はもとより、施設関連団体等に対し、耐震化に関する情報提供や普及啓発に取り組むとともに、施設関連団体等（旅館組合等）と連携し、建築物の迅速で効果的な耐震化を促進します。

### 3 まちの安全対策

---

#### (1) まちづくりにおける建築物の耐震化対策

##### ① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

三重県では、地震によって建築物が倒壊することにより、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な非難が困難になることを防止するため、耐震診断義務化路線及び耐震診断指示対象路線を指定しました。

##### ア 耐震診断義務化対象路線の指定

耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づく耐震診断義務化路線として、三重県地域防災計画で定められた三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における第1次緊急輸送道路を平成27年12月より指定しています。

また、伊勢市では、この沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物（※1）は平成28年度に義務付けられた耐震診断を行い、既に三重県への報告を完了していることから、現在では該当なしとなっています。

（※1）P9「通行障害既存耐震不適格建築物」参照

##### イ 耐震診断指示対象路線の指定

三重県では、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路を指定しています。

この路線における通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第14条の規定に基づいて耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修に努めなければなりません。

##### ウ その他の道路の沿道の耐震化

伊勢市では、三重県の方針に基づき、上記アのとおり第1次緊急輸送道路を耐震診断義務化路線とし、上記イのとおり第2次緊急輸送道路を耐震診断指示対象路線として指定します。

耐震診断義務化路線や耐震診断指示対象路線の今後の拡大等については、上記ア、イの進捗状況等を踏まえ、三重県と調整のうえ、検討を行っていきます。

## ② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化の支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定した第1次緊急輸送道路沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第10条の規定に基づき耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

## ③ 密集市街地における安全対策の促進

老朽木造住宅が密集している、いわゆる「密集市街地」では、大規模地震時に多くの住宅が倒壊するほか、倒壊により火災が発生するなど、大規模な被害を引き起こす可能性が高いと考えられています。このような密集市街地においては、避難路となるような道路の整備が不十分なところもあり、住宅の耐震化だけでは必ずしもまちの安全性が実現されるとは限りません。

老朽木造住宅の除却・建替は、住宅の不燃化の促進に結びつくものであるため、伊勢市では除却補助を行い、まちの安全性の確保を図っていきます。また、除却・建替が困難な建築物については、耐震化とともに不燃化を図るよう普及啓発に取り組みます。

## ④ 空き家対策

令和2年度に実施した伊勢市の空き家実態調査によると、伊勢市内に約2,500戸の空き家があることが分かってきており、今後は世帯数が減少すると予測されていることから、管理不全の空き家が増加していくものと考えられます。

空き家の倒壊による道路の閉塞等は、緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど人的被害を拡大させる可能性があることから、現に居住する住宅と同様に、補強による耐震性の確保や除却等により、まちの安全性を確保します。

## (2) 耐震化の促進のための普及啓発

### ① 三重県が作成した災害予測図と公表

三重県では、平成25年度三重県地震被害想定調査において、過去最大クラスの南海トラフ地震、理論上最大クラスの南海トラフ地震、陸域の活断層（養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を震源とする地震を対象として、地域別の「震度予想分布図」と「液状化危険度予想分布図」を作成し公表しています。

また、津波に関し、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定し作成した「津波浸水予測図（平成23年度版）」と、国の中央防災会議が平成24年8月に公表した南海トラフ地震の津波断層モデルを用いて想定した「津波浸水予測図（平成25年度版）」の2種類を作成し、目的別に公表しています。

### ② 伊勢市防災マップの作成等

伊勢市では、災害対策の一環として「伊勢市防災マップ」を作成しています。このマップには、津波や洪水、土砂災害が発生した時の被害想定や避難所等が示されており、家族や地域で話し合い、考えていただくとともに、これから起こりうる災害に備えるために、活用いただくよう普及に努めています。

三重県が作成した災害予測図や伊勢市防災マップ等を基にして、伊勢市の災害予測等を把握し、適切な地震対策等を庁内の関係各課と連携し、講じていきます。

#### ■伊勢市防災マップ（津波ハザードマップ）



### ③ インターネット等を活用した情報提供

伊勢市のホームページ「木造住宅の無料耐震診断・耐震補強(設計・工事等)補助」([https://www.city.ise.mie.jp/bousai\\_kyukyu/bousai/hojo/1004977.html](https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/hojo/1004977.html))において、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に必要な情報提供を行う等の情報提供を行っていきます。また、住宅政策課の窓口において、耐震診断・耐震改修等の情報提供を行います。

## 4 その他建築物の地震に対する安全対策

---

### ① ブロック塀等の安全対策の普及啓発

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震で発生したブロック塀等の倒壊被害は、身近にあるブロック塀の危険性を改めて喚起したところです。

伊勢市では、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、危険なブロック塀等の撤去に補助を行っています。ブロック塀等の安全対策に関する事業（社会資本整備総合交付金基幹事業）の対象となる避難路等は、伊勢市内における住宅や事業所等から避難所や避難地に至る経路（道路その他一般交通の用に供している通路）のほか、公園、広場、公共建築物の敷地等、通常の状態において不特定多数の者が利用することができ、将来にわたり継続して利用される土地とします。詳細は参考資料において、記載します。

### ② 屋外広告板・窓ガラス等落下防止対策の普及啓発

建築物の屋外に取り付ける広告板や装飾物、建築物等の窓ガラス、タイルやパネル等の外装材は、過去の地震被害にもあったように、少しでも落下すれば大きな人的被害の発生を伴います。

伊勢市では、三重県や関係団体と協力し、建築物から落下するおそれのあるものについて、地震に対する安全性を確保するため、必要な点検や改修などを行い、維持保全を適切に行うよう建築物所有者等へ周知し、建築物からの落下物防止対策の普及啓発に努めていきます。

### ③ 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成 23 年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発したことをふまえて、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

伊勢市では、三重県や関係団体と協力し、定期報告制度により状況把握を行い、建築物所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発に努めています。

### ④ エレベーターの安全確保の実施

大規模地震時において、エレベーターの危機やロープの脱落等により、運転が停止し、エレベーターの中に閉じ込められる事故が多く発生しています。このことを受けて、エレベーターの耐震対策が強化され、平成 21 年以降に新設するエ

エレベーターには、危機の脱落防止や転倒防止装置、さらには地震時にエレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

既設エレベーターにはそれらの設置が義務付けられていないため、これらの安全対策を速やかに実施するよう、三重県や関係団体と協力し、耐震対策の普及啓発に努めています。

#### ⑤ 家具等の転倒防止の普及啓発

建築物そのものの耐震性が十分であっても、住宅における家具や電気製品、オフィスや病院等における什器や機材等の転倒は、人命にかかわる場合や、避難や救助活動の妨げになるおそれがあります。

伊勢市では、誰でもすぐに取り組める地震対策として、自力で家具の固定をすることが困難と思われる高齢者等を対象として、無料で家具の固定を行っています。

1 伊勢市が実施している補助事業等（令和4年4月時点）

（1）木造住宅の耐震化の支援

■ 補助制度一覧

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市木造住宅耐震診断等事業	診断員（耐震診断講習受講者）による無料の耐震診断を行います。また、補強工事を行う場合の概算の工事費についてもあわせて情報提供を行います。 【申請者負担額】 無料	階数が3階以下の木造住宅。	丸太組構法、平面的な混構造でないもの。 床面積の1/2超が住宅部分であること。
伊勢市木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」、または「倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 設計費用の2/3の額 （上限額18万円）	耐震診断評点1.0未満の木造住宅。	耐震診断評点を1.0以上とする補強設計であること。
伊勢市木造住宅耐震補強補助事業（耐震補強）	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事（診断評点0.7未満を1.0以上とする）を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 次の①と②を加算した額（上限額100万円かつ工事費用まで） ①工事費用の2/5の額 （上限額50万円） ②工事費用の2/3の額 （上限額50万円）	耐震診断評点0.7未満の木造住宅。	耐震診断評点を1.0以上とする補強工事であること。

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市木造住宅 耐震補強補助事業 (リフォーム)	補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の1/3の額 (上限額20万円)	補強工事とリフォーム工事を同時施工する木造住宅。	県内の建設業者が施工するもの。 補強工事以外の機能向上を伴う増改築リフォーム工事で、外構工事でないこと。
伊勢市木造住宅 耐震補強補助事業 (準耐震補強)	耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事(診断評点0.7未満を0.7以上とする)を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の2/3の額 (上限額30万円)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅。	耐震診断評点を0.7以上とする補強工事であること。
伊勢市木造住宅 耐震補強補助事業 (空き家除却)	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅(市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。)のうち、空き家の除却工事を行う場合に補助を行います。 【補助金額】 工事費用の2/3の額 (上限額30万円)	耐震診断評点0.7未満の木造住宅。	車庫や物置など、住宅の用に供しない建築物については補助対象外とする。



## 迫りつつある大地震に備えよう！ 伊勢市の木造住宅無料耐震診断

伊勢市は、今世紀前半の発生が心配されている南海トラフ地震や内陸の活断層による地震で大きな影響を受けると考えられています。

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊により、多くの方々の生命が失われました。このことを教訓として、伊勢市では、以下のような木造住宅の無料耐震診断を行っています。

大切な家族の生命を守るために、わが家の地震対策として、住宅の耐震化に積極的に取り組みましょう。

### 診断対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅（在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法）で、階数が3階以下、延べ床面積の1/2超が住宅部分である建物です。  
※丸太組工法（ログハウス）、プレハブ住宅などは対象外となります。  
※居住している方が、所有者以外の場合は、所有者の同意を得る必要があります。  
※共同住宅などの場合、居住している方全員の同意を得る必要があります。

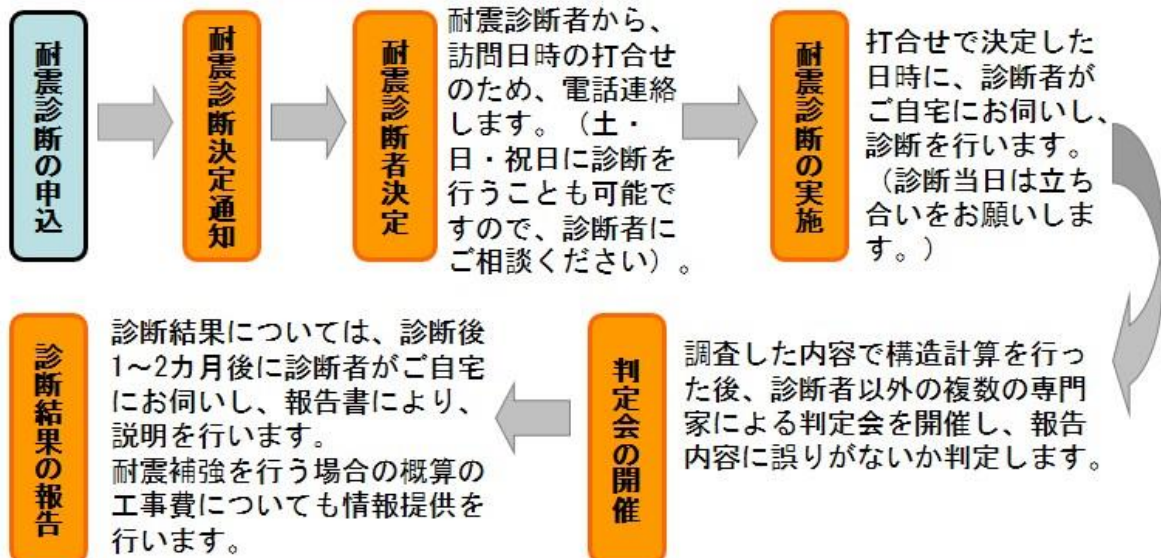
### 診断費用は？

無料です（診断費用は、国・県・市が負担します。）

### 診断の申込方法は？

住宅の建築年月が確認できる書類（固定資産税の納税通知書、登記事項証明書、建築確認済証等）をお持ちの上、住宅政策課・各総合支所地域振興課・各支所までお願いします。申込書は、これらの場所にあります。

### 申込以降の流れ



（お問い合わせ先）伊勢市都市整備部住宅政策課 電話番号 21-5596

# 木造住宅耐震補強設計作成費補助制度

## 補強設計とは？

耐震診断の結果から、住宅にどのような補強を行い、どの程度まで強くするかを検討したり、またそれらを図面上に示したりする設計作業のことをいいます。補強工事にとりかかる前に作成します。

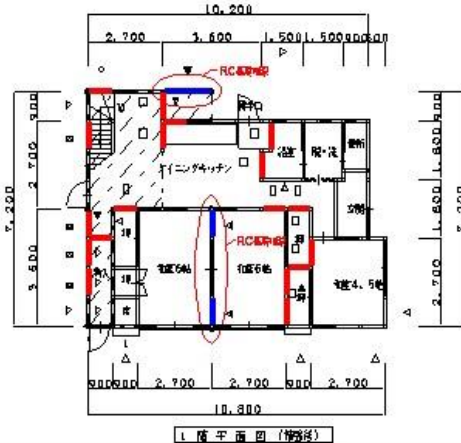
通常、補強設計の作成には25～35万円程度かかります。

※住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除を受ける際にも、補強設計は必要となります。

### (補強設計の例)

- 既存壁の補強
- 壁の基礎の増設

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」と判定された住宅の地震に対する強さを「一応倒壊しない」以上に引き上げるための設計を作成します。



## 補助対象となるのは？

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
対象となる工事	補助対象 (1.0未満を)		1.0以上に	

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」（評点1.0未満）と判定された木造住宅の評点を1.0以上にする補強設計の作成が対象となります。

補強設計の作成に要した費用（補強後の判定費用を含む）の2/3（上限18万円）を補助します。なお、申請は必ず補強設計者（耐震診断士）との契約前にしてください。

この補助金の活用をお考えの方は、事前に住宅政策課までお問い合わせください。

## 補強設計はどのような人が作るの？

建築士事務所に所属し、三重県が後援する「三重県木造住宅耐震診断講習」を受講修了した耐震診断士が作成します。

詳しくは、三重県木造住宅耐震促進協議会（電話059-246-7131）までお問い合わせください。



# 木造住宅耐震補強工事費補助制度

将来の大規模地震に備えるためには、耐震補強により、わが家の安全性を確保しておくことが、大切です。

## 補助対象を受けられる方は？

次の要件のすべてに該当する住宅の所有者、または所有者の同意を得た居住者

### 【要件】

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成している木造住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満と診断された木造住宅
- ②住宅が以下のいずれかの地域にあり、現に居住の用に供されているもの
  - ・一定戸数（1ヘクタールあたり10戸）以上の住宅が建ち並んでいる
  - ・指定された避難路沿いにある
- ③特定行政庁（三重県）から地震に対して安全な構造となるよう勧告を受けたもの

## 補助対象となる工事は？

診断の評点	0.7未満	0.7以上1.0未満	1.0以上1.5未満	1.5以上
区分	倒壊する 可能性が高い	倒壊する 可能性がある	一応倒壊しない 倒壊の恐れが少ない	倒壊しない
対象となる 工事	補助対象	③	①	

○耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」（評点0.7未満）とされた木造住宅に対する以下の工事が補助対象となります。

### ①耐震補強工事

評点を1.0以上とする補強工事

次頁を参照してください。

### ②リフォーム工事

耐震補強工事と同時に行うリフォーム工事

次頁を参照してください。

### ③準耐震補強工事

評点を0.7以上1.0未満とする補強工事

補強工事に要した経費の2/3（上限30万円）を補助します。

### ④空き家除却工事

空き家の除却工事

除却工事に要した経費の2/3（上限30万円）を補助します。

## 補助金についてのお問い合わせ

- 補助金の活用をお考えの方は、事前に住宅政策課までお問い合わせください。
- 補助金を申請される場合は、耐震補強工事・準耐震補強工事・空き家除却工事いずれも、施工業者との契約前に申請してください。（※契約後の申請は補助対象外です。）
- 耐震補強工事・準耐震補強工事の場合、補助金の対象となるためには、工事に先立って補強設計書の作成が必要です。（お問い合わせ先）伊勢市都市整備部住宅政策課  
電話番号 0596-21-5596

(2) 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化の支援

■ 避難路沿道建築物耐震対策促進事業の概要

事業名	概要	補助率
伊勢市避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金	耐震診断義務化対象路線沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和 56 年5月 31 日以前に着工した建築物に対する耐震診断補助を行います。	【負担比率】 国 1/2、県 1/4、市 1/4 ※上限あり。

(3) その他建築物の地震に対する安全対策の支援

■ ブロック塀等撤去事業の概要

事業名	概要	対象建築物	主な要件
伊勢市ブロック塀等撤去事業	地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりをすすめるため、道路等に面しているブロック塀等を撤去する場合に補助を行います。  【補助金額】 工事費用の 1/2 の額 (上限額 10万円)	道路等に面しているブロック塀等が対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路面からの高さが1mを超えるブロック塀等が対象。</li> <li>・道路に面しているブロック塀等は全て撤去すること。</li> <li>・道路幅が4メートル以下の場合にはセットバックが必要。</li> </ul>

## 伊勢市ブロック塀等撤去事業補助金の概要

### ブロック塀等撤去事業補助金とは

伊勢市では、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊事故を防止し、災害に強いまちづくりを進めるため、ブロック塀等の撤去に補助金が使えるようになりました。

一定の条件のブロック塀等（コンクリートブロック、レンガ、その他石材等を用いて築造した塀。門柱も含む。）を撤去する場合に、補助金を交付します。

#### 補助を受けられる方は？

- ・ブロック塀等の所有者または管理者

#### 対象となるブロック塀等は？

- ・市内にあるブロック塀等で、道路に面しているもの
- ・道路面からの高さが1m以上であるもの  
(道路と敷地の地盤面の高さが違う場合は、道路に面する高さが1m以上で、敷地地盤面からの高さが0.6m以上であるもの)

#### 補助金の額は？

- ・標準事業費【10,000円/m】と実際の工事費の低い方の1/2（1,000円未満切捨て）  
上限10万円

#### その他・注意事項

- ・申請は、必ずブロック塀等を壊す前・施行業者との契約前に行ってください。  
ブロック塀等を壊した後・施行業者との契約後の申請は補助金の対象になりません。  
補助金の活用をお考えの方は、事前に住宅政策課までお問い合わせください。
- ・ブロック塀等を撤去するとき、同じ敷地内にあるもので道路に面しているブロック塀等は全て撤去しなければいけません。
- ・お隣との境界またはその付近にあるブロック塀等については補助対象外です。
- ・ブロック塀撤去補助金交付後、同じ場所にフェンスや生垣の設置はできますが、ブロック塀等を設置してはいけません。（ただし、敷地の地盤面から0.4m以下のものは除きます。）

(お問い合わせ先) 伊勢市都市整備部住宅政策課  
電話番号 0596-21-5596



伊勢市建築物耐震改修促進計画

令和4年 4 月

発行：伊勢市役所 都市整備部 住宅政策課

TEL0596-21-5596 FAX0596-21-5585

E-mail [jutaku@city.ise.mie.jp](mailto:jutaku@city.ise.mie.jp)